

関東大学女子バスケットボール連盟 危機管理に関するガイドライン

〔目的〕

関東大学女子バスケットボール連盟（以下、「当連盟」という）は、適切な危機管理対策を実施し、発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ適切に対処するため、当連盟における危機管理体制及び対処方法を定め、当連盟関係者、所属大学並びに所属選手等の安全確保を図るとともに、当連盟の社会的な責任を果たすことを目的とします。

〔対象とする事象〕

- 1) 当連盟の活動の遂行に重大な支障をきたす問題
- 2) 当連盟所属の各大学及び所属選手の安全にかかわる重大な問題
- 3) 大会会場等施設管理上の重大な問題
- 4) 当連盟の社会的信頼又は評価に重大な影響を及ぼす問題
- 5) その他、各項目に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる問題

〔措置〕

- 1) 理事長は、当連盟における危機管理を統括し、各理事がそれを補佐する。
- 2) 各部長及び副部長は、当該部局における危機管理体制の充実及び危機事象への対処等に関し、必要な措置を講じ、速やかに理事長へ報告する。
- 3) 学生役員は、対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見したときは、当該部局の部長又は副部長へ速やかに報告する。

〔主な事象〕

- 1) 盗難、紛失等
 - ①金品をはじめとする連盟関係者又は各大学関係者及び選手所有物の盗難及び紛失等が発生した場合
 - ②連盟の所有する物品の盗難及び紛失等が発生した場合
- 2) 会場マナー、不審者（盗撮、侵入等）、破壊活動、暴力行為、誹謗・中傷等
 - ①各会場における禁止事項や会場マナーの違反を確認した場合
※駐車、喫煙、土足での入場、ゴミの不始末等
 - ②盗難や盗撮を疑われるような不審な行動をした者又はその行為を行ったものを発見した場合
 - ③会場の施設や備品に対し、汚損や破損、破壊などの行為が疑われる者又はその行為を行った者を発見した場合
 - ④暴力行為（一方的な暴力、喧嘩等）、電子機器（レーザーポインタ、フラッシュ等）による関係者、選手、観客等への攻撃が疑われる者又はその行為を行った者を発見した場合。

- ⑤会場内外で関係者、所属大学及び所属選手に対し、誹謗・中傷するチラシやビラの配布や言動を行った者、インターネット（ブログやSNS等）において同様の行為を行った者又はその状況を確認した場合
- 3) 情報漏えい、無断撮影及び各媒体への画像（動画）掲載・投稿
 - ①メールの誤配、情報機器（パソコンやタブレット本体、USBメモリ、外付けHD等記憶媒体等）の盗難、紛失により情報が漏えいした場合
 - ②会場内外での当連盟若しくは本人への許可なく撮影が疑われる者又はその行為を行った者を発見した場合
 - ③許可の有無に関わらず、会場内外で撮影した画像や動画、関係者又は所属大学及び所属選手に関する個人情報等を無断で各媒体へ掲載すること又はインターネット（ブログ・SNS）に投稿した場合又はその状況を確認した場合
- 4) 個人情報の収集と活用及び保護
 - ①当連盟で使用する個人情報を収集する際、送信者が誤配するような間違いを記した場合
 - ②当連盟で収集した個人情報を使用目的以外で使用した場合又は許可なく第三者へ提供した場合
 - ③当連盟で保管している個人情報が盗難、紛失、誤配等により流出させてしまった場合
- 5) その他
 - 対象とする事象及びそれに準じて対応を必要とする事象が発生した場合

〔予防措置及び対応〕

- 1) 所持品に関する対応
 - ①個人所有の所持品については、各自が責任を持って管理すること
 - ②連盟の所有する物品については、放置せず、必ず1名は目の届くところで管理しておくこと
 - ③取り扱いに注意が必要なものについては、保護材や緩衝材などを必ず使用し、落下防止、適切な取り扱いに努めること
- 2) 会場での対応
 - ①所属大学の施設を借用する場合、有事の際の連絡先を確認しておくこと
 - ・会場責任者（所属校代表者等）の連絡先
 - ・開校日…窓口となる事務局（例：総務課、庶務課、受付等）
 - ・休校日…緊急連絡窓口（例：警備室等）
 - ②所属大学施設借用当日、会場責任者（所属校代表者等）及び有事の際の連絡窓口へ学生責任者が挨拶を行い、連絡先（携帯電話番号等）を知らせておくこと
 - ③有事の際は一人で対応せず、必ず周囲の人へ協力を求めること
 - ④緊急の場合は、該当大学の緊急連絡窓口へ連絡すること
 - ⑤総務部長又は総務部副部長並びに各部長へ報告し、指示を仰ぐこと
 - ⑥必要に応じて、当該大学又は総務部長の判断により、所轄の警察署へ届け出ること

3) 個人情報をはじめとする各種情報保護への対応

- ①盗難、紛失、メール・郵便の誤配等には十分留意すること
- ②確認できることは、必ず複数人で確認すること
- ③学生の独断や曖昧な判断はせず、各部長及び副部长へ相談すること
- ④パソコンやタブレット、USBメモリ、外付ハードディスク等の情報機器については、必ずパスワードを設定し、関係者以外が使用できないようにすること
- ⑤メールでの配信に限らず、できる限りデータファイルは暗号化（パスワード管理）をする事
- ⑥パスワード忘れ等による機器備品やファイルの使用ができなくなるよう、複数人で共有すること
- ⑦個人情報の取扱及び保護に関しては、別に定める個人情報保護方針に従うこと

〔啓蒙〕

危機管理や情報保護についての予防策及び対応策の策定はもちろんのこと、当連盟理事、関係者、学生役員、所属大学及び所属選手それぞれが高い意識を持ち、行動することが重要です。そして、それを牽引するのが連盟関係者及び学生役員の責任です。

それぞれがおこりうる事象を認識し、その予防及び対応についての理解を徹底することが必要です。また、理事・役員と学生役員との連携（報告・連絡・相談）を密にすることによって、迅速かつ適切な対処ができます。

当連盟が主催する各大会やイベントのみならず、当連盟と関係するすべての大会・イベントにおいて、参加する大学及び選手、来場する保護者やバスケットボールファンの満足のいく運営を心がけ、実行すること。